

ID: 172

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	昭和40年条例第14号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 天災地変等使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 公益上又は市の都合によつて使用許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日